

平成 25 年 2 月 22 日

第 1 回廿日市市議会議案説明書
(第 1 回定例会)

廿 日 市 市

第1回廿日市市議会議案説明書目次

報告第 1 号	専決処分事項の報告について	1
議案第 18 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例	3
議案第 19 号	廿日市市新型インフルエンザ等対策本部条例	11
議案第 20 号	廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例	13
議案第 21 号	工業団地下水道の公共下水道への編入に伴う関係条例の整理に関する条例	15
議案第 22 号	廿日市市暴力団排除条例の一部を改正する条例	17
議案第 23 号	廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例	19
議案第 24 号	廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第 25 号	廿日市市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第 26 号	廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例	27
議案第 27 号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第 28 号	廿日市市いもせ寮条例を廃止する条例	31
議案第 45 号	過疎地域自立促進計画の変更について	33
議案第 46 号	町及び字の区域の廃止並びに町の区域の設定及び変更について	35
議案第 47 号	公の施設の指定管理者の指定について	37
議案第 48 号	市道路線の認定について	39
議案第 49 号	平成 24 年度廿日市市水道事業会計資本剰余金の処分について	41

諮詢第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるに …… 4 3
ついて

(報告第1号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成24年議案第62号により契約を締結することについて議決を得た地御前1号幹線築造工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現請負金額	変更請負金額	増加額
187,425,000円	191,298,450円	3,873,450円

3 専決処分年月日

平成25年1月17日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。



一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(人 事 課)

1 制定の理由

専門化、高度化する行政課題に対し、行政内部では得られにくい専門的能力を備えた民間の人材を活用することにより課題解決を図るとともに、一定の期間内に終了することが見込まれる業務などに対し、任期を定めて職員を採用することにより公務の能率的な運営を促進するため、任期付職員採用制度を導入しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 特定任期付職員の採用（第2条第1項関係）

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者のその知識経験又は識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務がある場合には、選考により任期を定めて、その者を特定任期付職員として採用することができる。

(2) 一般任期付職員の採用（第2条第2項関係）

任命権者は、次のいずれかに該当する場合であって、専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、選考により任期を定めて、その者を一般任期付職員として採用することができる。

ア 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、一定の期間、適任の職員を部内で確保し難い場合

イ 急速に進歩する技術に係る専門的知識であるなど、その性質上、有効に活用することができる期間が限られる場合

ウ 専門的な知識を有する職員を他の業務に従事させる必要があるため、一定の期間、適任の職員を部内で確保し難い場合

エ 公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が限られる場合

(3) 特定業務等従事任期付職員の採用（第3条関係）

任命権者は、次に掲げる業務に任期を定めた職員を従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、競争試験又は選考により、任期を定めた職員を特定業務等従事任期付職員として採用することができる。ア又はイに掲げる業務に任期の定めのない職員を従事させる場合に、特定業務等任期付職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するため必要である場合も、同様とする。

ア 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

イ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

(4) 任期付短時間勤務職員の採用（第4条関係）

任命権者は、次に掲げる業務に任期を定めた短時間勤務職員を従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、競争試験又は選考により、任期を定めた短時間勤務職員を任期付短時間勤務職員として採用することができる。職員が住民に対して直接提供するサービスについて、その提供時間を延長し、繁忙期における提供体制を充実するなどの場合も、同様とする。

ア (3)のア又はイに掲げる業務

イ 職員が介護休暇又は部分休業の承認を受けて勤務しない時間における当該職員の代替業務

(5) 任期の特例（第5条関係）

任期が3年以内である特定業務等従事任期付職員又は任期付短時間勤務職員について、(3)のアに掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて延長されるなどの場合で、当初採用した趣旨に反しない場合には、任命権者は、5年以内で任期を定めることができる。

(6) 任期の更新（第6条関係）

任命権者は、特定任期付職員又は一般任期付職員については、採用した日から5年を超えない範囲内において、特定業務等従事任期付職員又は任期付短時間勤務職員については、採用した日から3年 ((5)

の場合は5年)を超えない範囲内において、あらかじめその者の同意を得て、任期を更新することができる。

(7) 給与に関する特例(第7条関係)

ア 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000

イ 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

ウ 育児短時間勤務の承認を受けた特定任期付職員の給料月額は、その者の勤務時間に応じた額とする。

エ 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(8) 職員の給与に関する条例の適用除外等(第8条関係)

ア 特定任期付職員には、職員の給与に関する条例に規定する昇給制度は適用しないこととともに、給料の調整額、扶養手当、住居手当、管理職手当及び勤勉手当を支給しない。

イ 特定任期付職員には、アに掲げるもののほか、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間手当を支給しないこととし、管理職特別勤務手当及び期末手当は支給することとする。この場合において、期末手当は、次に掲げる支給率による。

支給月	6月	12月
支給率	100分の140	100分の155

3 関係条例の規定の整理

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 任期付短時間勤務職員の給料月額は、その者の勤務時間に応じた額とする。
- イ 任期付短時間勤務職員に対する手当の支給に関する規定の適用については、期末手当及び勤勉手当を除き、再任用短時間勤務職員と同様とする。

(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ア 特定任期付職員の給料月額は、従事する業務に応じて定める。
- イ 特定任期付職員への手当の支給に関する規定の適用について、2の(7)のエ及び(8)と同様の規定を設ける。
- ウ 任期付短時間勤務職員に対する手当の支給に関する規定の適用については、(1)のイと同様とする。

(3) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- 2の(4)のイの任期付短時間勤務職員は、育児休業をすることができないこととする。

(4) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- 任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間は、31時間以内とする。

4 施行期日

平成25年4月1日

5 根拠法令

(1) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

第3条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

② 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として条例で定める場合

第4条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

② 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

第5条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために

必要である場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- ② 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- ③ 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（第2号にあっては、承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第7項の規定により読み替えて準用する同条第3項から第5項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

第6条

- ② 第4条又は前条の規定により採用される職員又は短時間勤務職員の任期は、3年（特に3年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合にあっては、5年。次条第2項において同じ。）を超えない範囲内で任命権者が定める。

第7条 任命権者は、条例で定めるところにより、第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「特定任期付職員」という。）又は第3条第2項の規定により任期を定めて採用

された職員（次条において「一般任期付職員」という。）の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- ② 任命権者は、条例で定めるところにより、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(2) 地方公務員法

第24条

- ⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(3) 地方公営企業法

第38条

- ④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日（非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日）まで、育児休業をすることができる。（以下略）

(議案第19号)

廿日市市新型インフルエンザ等対策本部条例

(健康推進課)

1 制定の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、本市に設置する新型インフルエンザ等対策本部について必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 職務等（第2条関係）

- ア 新型インフルエンザ等対策本部の本部長等の職務を定める。
- イ 新型インフルエンザ等対策本部の事務を遂行するため、本部長等のほか、必要な職員を置くことができる。

(2) 会議（第3条関係）

会議の招集及び運営について定める。

(3) 部の設置（第4条関係）

本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

3 施行期日

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日

4 根拠法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法

第26条 第22条から前条まで及び第33条第2項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第37条 第25条及び第26条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第25条中「第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは、「第32条第5項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第26

条中「第22条から前条まで及び第33条第2項」とあるのは「第34条から第36条まで及び第37条において読み替えて準用する第25条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例

(下水道経営課)

1 制定の理由

市が施行する公共下水道事業又は小規模下水道事業の処理区域外から公共下水道又は小規模下水道に汚水を排出する者に対して、地方自治法第224条の規定に基づく分担金を徴収することなどについて必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 定義（第2条関係）

条例における用語の定義について規定する。

(2) 受益者の分担金の額（第3条関係）

区域外流入をしようとする建築物の敷地の用に供された土地及び家屋に対して、区域外流入をしようとする各処理区等の区分に応じた額とする。

ア 廿日市処理区 土地1平方メートル当たり568円を乗じて得た額

イ 大野処理区 土地1平方メートル当たり371円を乗じて得た額

ウ 佐伯処理区 土地1平方メートル当たり500円を乗じて得た額

エ 吉和処理区 家屋1戸につき30万円

オ 宮島処理区 土地1平方メートル当たり371円を乗じて得た額

(3) 受益者の減免（第7条関係）

次のいずれかに該当するときは、受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。

ア 地方公共団体等が公用又は公共の用に供している土地等に係る受益者

イ 特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地等に係る受益者

(4) 処理区域編入に伴う分担金（第9条関係）

分担金が納付された対象の土地等が、公共下水道の処理区域に編入された場合には、当該土地等に対する廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条の規定により徴収すべき負担金又は廿日市市佐伯公共下水道事業受益者分担金徴収条例第5条若しくは廿日市市吉和公共下水道事業受益者分担金徴収条例第6条の規定により徴収すべき分担金とみなし、当該負担金又は分担金は徴収しない。

(5) 公共下水道の処理区の名称を改めることに伴い、次の条例の改正を行う。（附則第2項及び第3項関係）

ア 廿日市市公共下水道事業受益者分担金徴収条例

イ 廿日市市下水道条例

3 施行期日

平成25年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に關し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(議案第21号)

工業団地下水道の公共下水道への編入に伴う関係条例の整理
に関する条例

(下水道経営課)

1 提案の要旨

公共下水道に編入した工業団地下水道の処理施設の解体撤去が完了し、会計上の処理が終わったことに伴い、工業団地下水道事業特別会計を廃止するため、次のとおり関係条例を整理しようとするものである。

条例名	整理の内容
廿日市市特別会計条例	工業団地下水道事業特別会計の規定を削除する。
廿日市市宮内工業団地下水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例	条例を廃止する。
廿日市市佐伯工業団地下水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例	

2 施行期日

平成25年3月30日

3 根拠法令

地方自治法

第209条

② 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。



(議案第22号)

廿日市市暴力団排除条例の一部を改正する条例

(自治振興課)

1 提案の要旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。



(議案第23号)

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正
する条例

(観光課)

1 提案の要旨

廿日市市岩倉ファームパーク内に新たにライトハウスを設置したこと
に伴い、利用時間及び利用料金について次のとおり定めようとするもの
である。

(1) 利用時間 (別表第1関係)

区分	利用時間
ライトハウス	8時30分から17時まで

(2) 利用料金 (別表第2関係)

区分	単位	利用料金
ライトハウス (専用利用に限る。)	1時間までごとに	400円から 1,040円まで
シャワー	1人1回につき	100円から 260円まで

2 施行期日

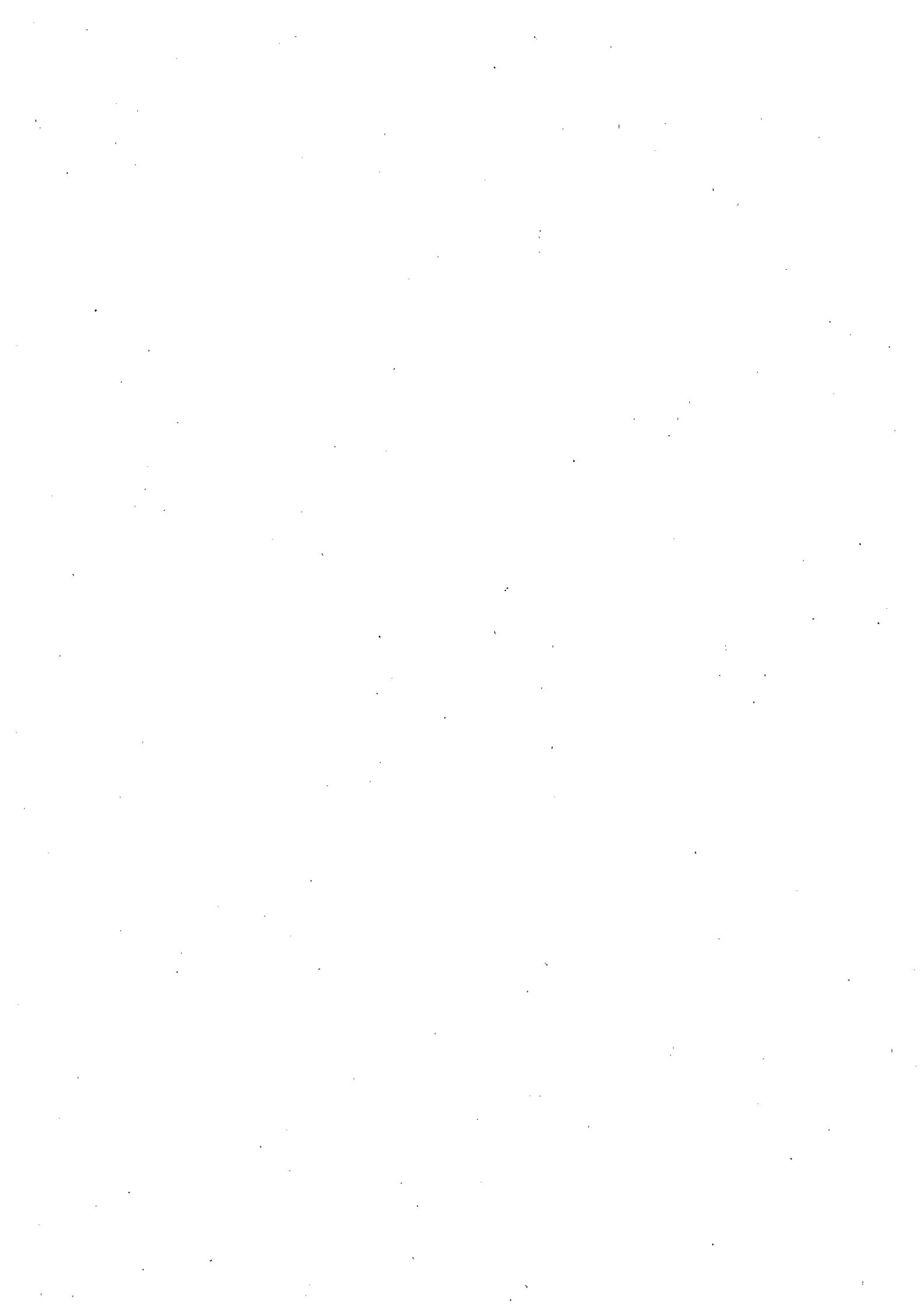
平成25年4月1日

3 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特
別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。



(議案第24号)

廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(観光課)

1 改正の理由

廿日市市国民宿舎事業の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 指定管理者制度の導入に伴い、指定の手続、管理の基準等を次のように定める。

ア 指定管理者の指定の申請（第19条関係）

指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書等を添付して市長に提出しなければならない。

イ 指定管理者の指定（第20条関係）

市長は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる事項等を基準として申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る施設の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定する。

(ア) 事業計画書の内容が、国民宿舎の利用者の平等な利用を確保できること。

(イ) 事業計画書の内容が、国民宿舎の効用を最大限に発揮させることであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(ウ) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(エ) 観光事業の発展と推進を図るために施設としての国民宿舎の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。

ウ 管理の基準（第10条及び第17条第2項関係）

利用時間等を条例で定めることとし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間等を変更することができる。

エ 指定管理者が行う業務（第21条関係）

指定管理者は、国民宿舎の利用の許可に関する業務、施設等の維持管理に関する業務などを行う。

オ 指定管理者の義務等

(ア) 事業報告書の作成及び提出（第22条関係）

指定管理者は、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(イ) 業務報告の聴取等（第23条関係）

市長は、国民宿舎の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経費の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(ウ) 指定の取消し等（第24条関係）

a 市長は、指定管理者が(ア)又は(イ)に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができる。

b 市は、指定を取り消し、又は業務の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生ずることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(2) 利用料金制度の導入に伴い、利用料金に関する規定を次のように定める。（第18条関係）

ア 国民宿舎を利用する者が納付する利用料金を定め、指定管理者の収入とする。

イ アの利用料金の額は、条例に定める範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年4月1日

(2) 準備行為

指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができるものとする。

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。



(議案第 25 号)

廿日市市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(障害福祉課)

1 提案の要旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

(1) 廿日市市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正（第1条関係）

ア 条例で引用している法律名を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
イ 審査会の名称を「障害程度区分認定審査会」から「障害支援区分認定審査会」に改める。

(2) 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）

審査会の名称を「障害程度区分認定審査会」から「障害支援区分認定審査会」に改める。

2 施行期日

平成25年4月1日。ただし、(1)のイ及び(2)は、平成26年4月1日

3 根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第16条 市町村審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。



(議案第26号)

廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例

〔下水道経営課
下水道建設課〕

1 提案の要旨

- (1) 宮島ログリーンハイツ汚水処理施設を次のとおり小規模下水道として管理しようとするものである。(別表第1関係)

名 称	主な処理施設の位置	処理区域
宮島ログリーンハイツ下水道	廿日市市深江三丁目12番27号	市長が告示する区域

- (2) 小規模下水道に下水を流入させるために設ける排水管の内径又は排水渠の断面積に関する基準を定めようとするものである。(第7条関係)

- (3) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

平成25年4月1日。ただし、1の(2)及び(3)は、公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。



(議案第27号)

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

(建築指導課)

1 提案の要旨

(1) 対厳山メディアゾーン地区計画の都市計画の廃止に伴い、当該地区整備計画区域を廃止し、新たにちゅーピーパーク地区地区計画の都市計画の決定に伴い、当該地区整備計画区域内における建築物に関する制限を次のように定めようとするものである。（別表第1及び別表第2関係）

- ア 建築物の用途の制限を行い、建築してはならない建築物を定める。
- イ 建築物の高さの最高限度を定める。

(2) その他規定の整理を行う。

2 施行期日

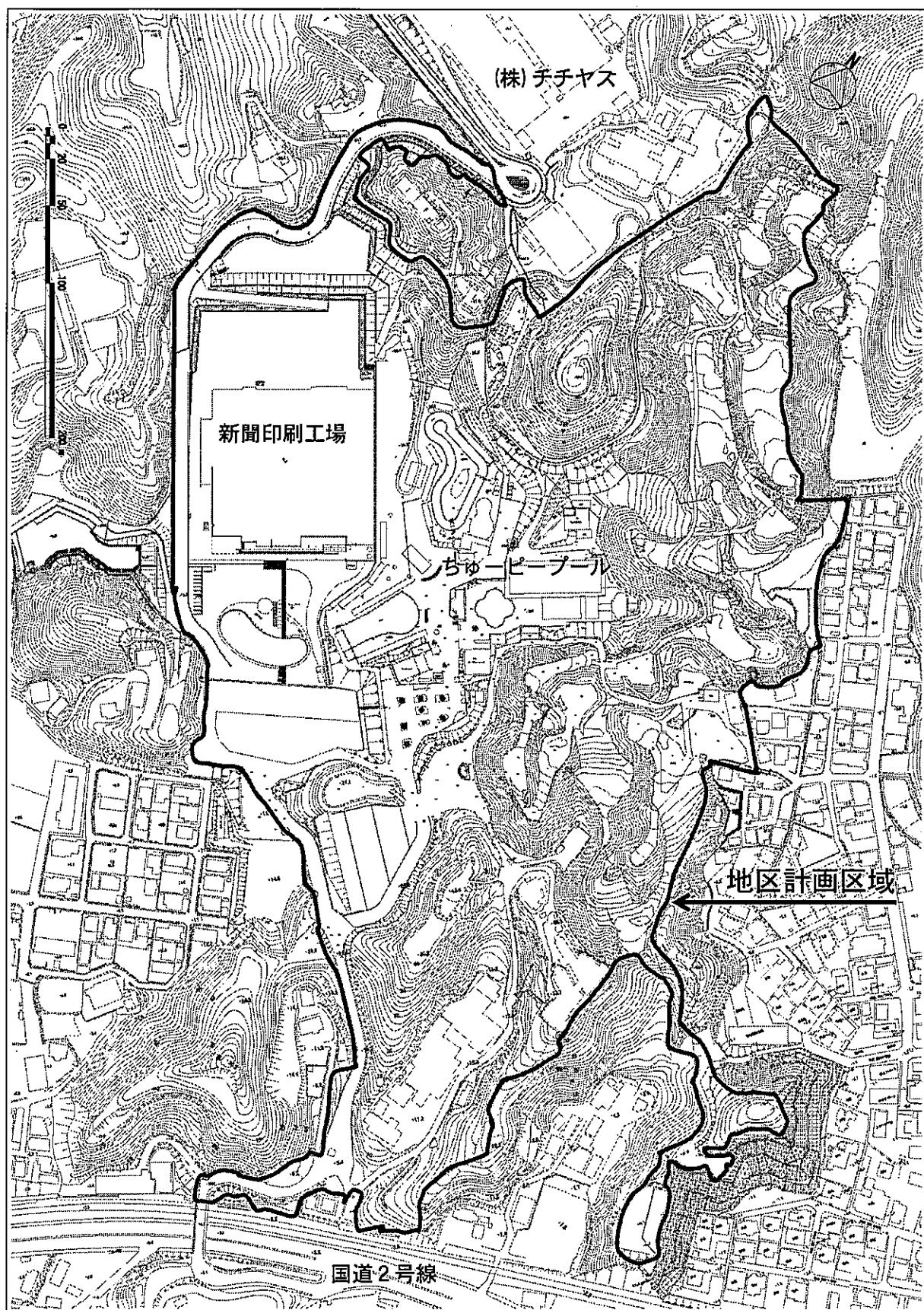
公布の日

3 根拠法令

建築基準法

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

ちゅーピーパーク地区地区計画 計画図





用途地域による建築物の用途制限及び
「ちゅーピーパーク地区地区計画」による制限の概要一覧表

用途地域内の建築物の用途制限												用途地域の指定のない地域(市街化調整区域を除く)		備考
凡　例												工　業	工　業	
												業　専	業　用	
												地　地	地　地	
												区　域	域　域	
第一種低層住居専用地域												工　業	工　業	用途地域の指定のない地域(市街化調整区域を除く)
第二種中高層住居専用地域												業　専	業　用	用途地域の指定のない地域(市街化調整区域を除く)
準工業地												地　地	地　地	用途地域の指定のない地域(市街化調整区域を除く)
ちゅーピーパーク地区												域　域	域　域	用途地域の指定のない地域(市街化調整区域を除く)
住宅、共同住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△寄宿舎のみ可
寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△寄宿舎のみ可
店舗等の床面積が150m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△150m ² 以下
店舗等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△500m ² 以下
店舗等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△1,500m ² 以下
店舗等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3,000m ² 以下
店舗等の床面積が3,000m ² を超え、10,000m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△10,000m ² 以下
店舗等の床面積が10,000m ² を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△10,000m ² 以上
事務所等の床面積が150m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△150m ² 以下
事務所等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△500m ² 以下
事務所等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△1,500m ² 以下
事務所等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3,000m ² 以下
事務所等の床面積が3,000m ² を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3,000m ² 以上
ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3,000m ² 以下
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3,000m ² 以下
カラオケボックス等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△10,000m ² 以下
麻雀屋、ぱちんこ屋、射的屋、馬券・車券発売所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△10,000m ² 以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△2階以下
キャバレー、ダンスホール等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△2階以下
個室付浴場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△2階以下
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3,000m ² 以下
大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3,000m ² 以下
図書館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△10,000m ² 以下
巡回派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△10,000m ² 以下
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△2階以下
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△2階以下
公衆浴場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△2階以下
診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△2階以下
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△600m ² 以下
老人福祉センター、児童厚生施設等	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3,000m ² 以下
自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3,000m ² 以下
単独車庫(附属車庫を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△300m ² 以下 2階以下
建築物附属自動車車庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△600m ² 以下 1階以下
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3,000m ² 以下 2階以下
倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3,000m ² 以下
畜舎(15m ² を超えるもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△原動機の制限あり、△2階以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、靴屋、道具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m ² 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△原動機・作業内容の制限あり作業場の床面積①50m ² 以下 ②150m ² 以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場
危険性や環境を悪化させるおそれが少ないと判断される工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△危険性や環境を悪化させるおそれが少ないと判断される工場
自動車修理工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△作業場の床面積 ①50m ² 以下 ②150m ² 以下 ③300m ² 以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△1,500m ² 以下(2階以下) □3,000m ² 以下
量が非常に少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
量が多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ堆却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。



(議案第 28 号)

廿日市市いもせ寮条例を廃止する条例

(児童課)

1 提案の要旨

廿日市市いもせ寮を廃止し、その運営主体を市から社会福祉法人に移管するため、廿日市市いもせ寮条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。



(議案第45号)

過疎地域自立促進計画の変更について

(総合政策課)

1 変更の理由

過疎地域の自立促進に寄与する目的で、林道整備事業及び消防艇等整備事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の計画に林道整備事業（十方山線）を加える。
- (2) 生活環境の整備の計画及び医療の確保の計画に消防艇等整備事業（係留施設の整備等）を加える。

3 根拠法令

過疎地域自立促進特別措置法

第6条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

⑦ 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。



(議案第46号)

町及び字の区域の廃止並びに町の区域の設定及び変更について

(市民課)

1 提案の要旨

廿日市駅北土地区画整理事業区域の一部及びその区域に隣接する土地の一部について、住居表示を実施することに伴い、次のとおり町及び字の区域を廃止し、町の区域を新たに画し、及び変更しようとするものである。

廃止する町及び字の区域	新町名
平良山手、城内一丁目及び佐方字城内の各一部	城内二丁目
平良山手、佐方字城内・字南尾及び下平良字砂走・字砂走山の各一部	城内三丁目

廃止する字の区域	変更後の町の区域
佐方字城内の一部	平良山手

2 根拠法令

地方自治法

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとすることは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。



(議案第47号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観光課)

1 提案の要旨

指定管理者不在のため休館となっているはつかいちアルカディア（アルカディア・ビレッジ）を平成25年度から再開させることに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

はつかいちアルカディア（アルカディア・ビレッジ）

(2) 指定管理者となる団体の名称

東京都千代田区外神田二丁目18番8号

株式会社 共立メンテナンス

代表取締役 佐藤充孝

(3) 指定の期間

平成25年4月1日から

平成28年3月31日まで

2 根拠法令

地方自治法

第244条の2

⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第48号)

市道路線の認定について

(維持管理課)

1 提案の要旨

市道路線の認定

地元住民から寄附を受けた道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

認定する路線		認定の理由
番号	路線名	
1398	大之木1号支線	地元住民から寄附を受けた道路を市道とするため
1399	宮迫3号支線	
1400	鰯浜10号路線	
2210	越峠線	生活道の形態を呈している道路を市道とするため
4646	塩屋8号線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため

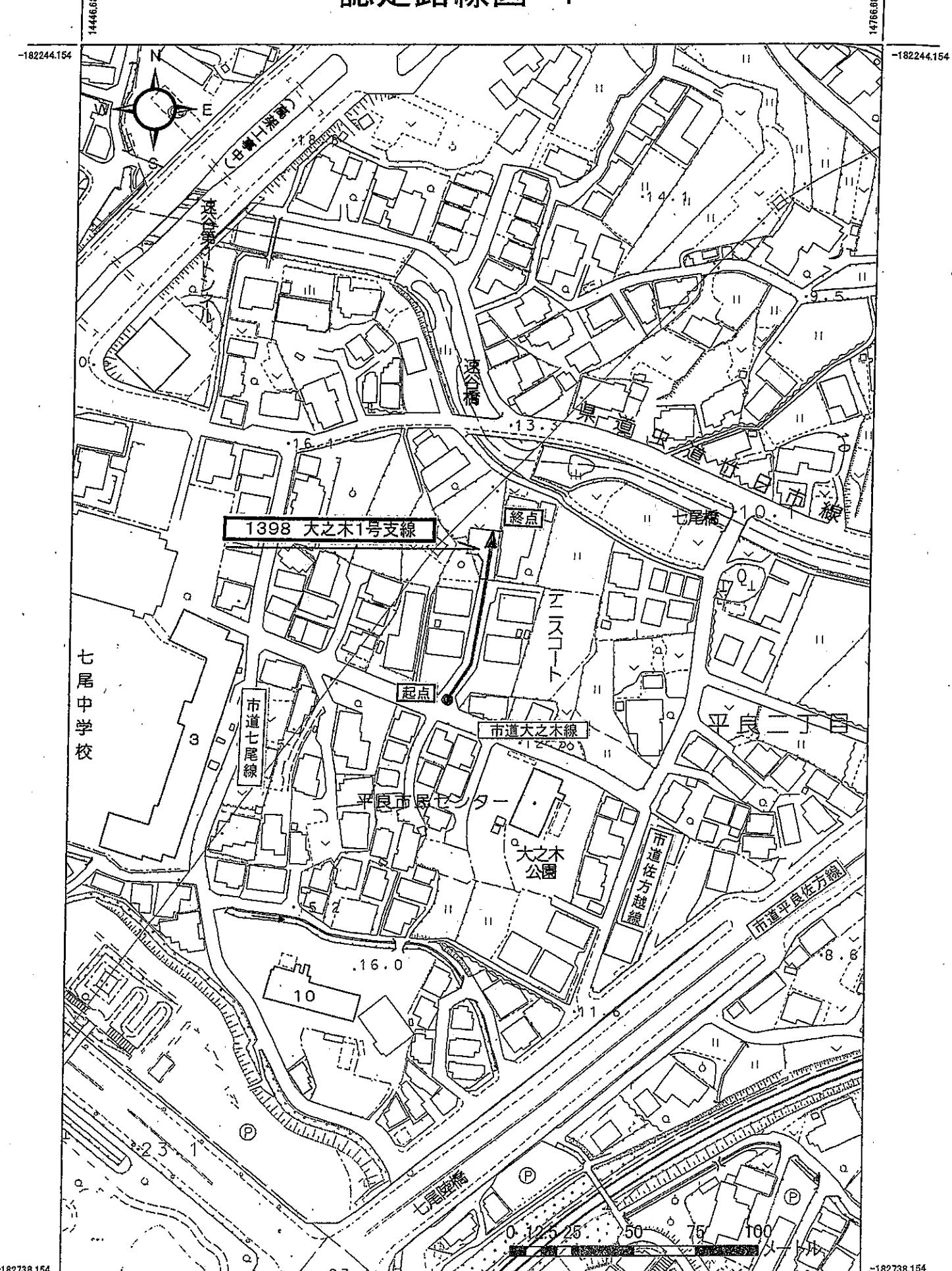
2 根拠法令

道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

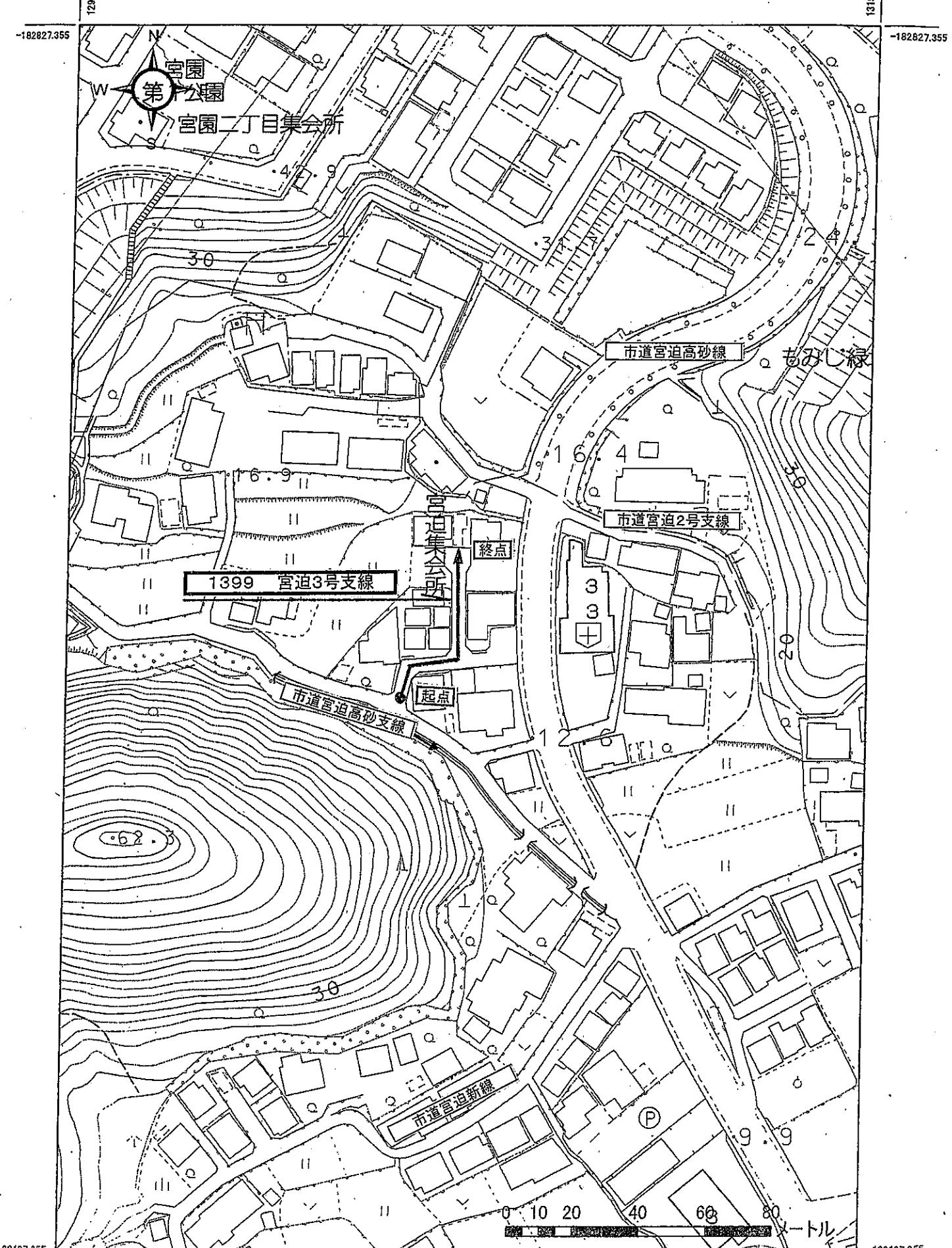
② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

認定路線図 1



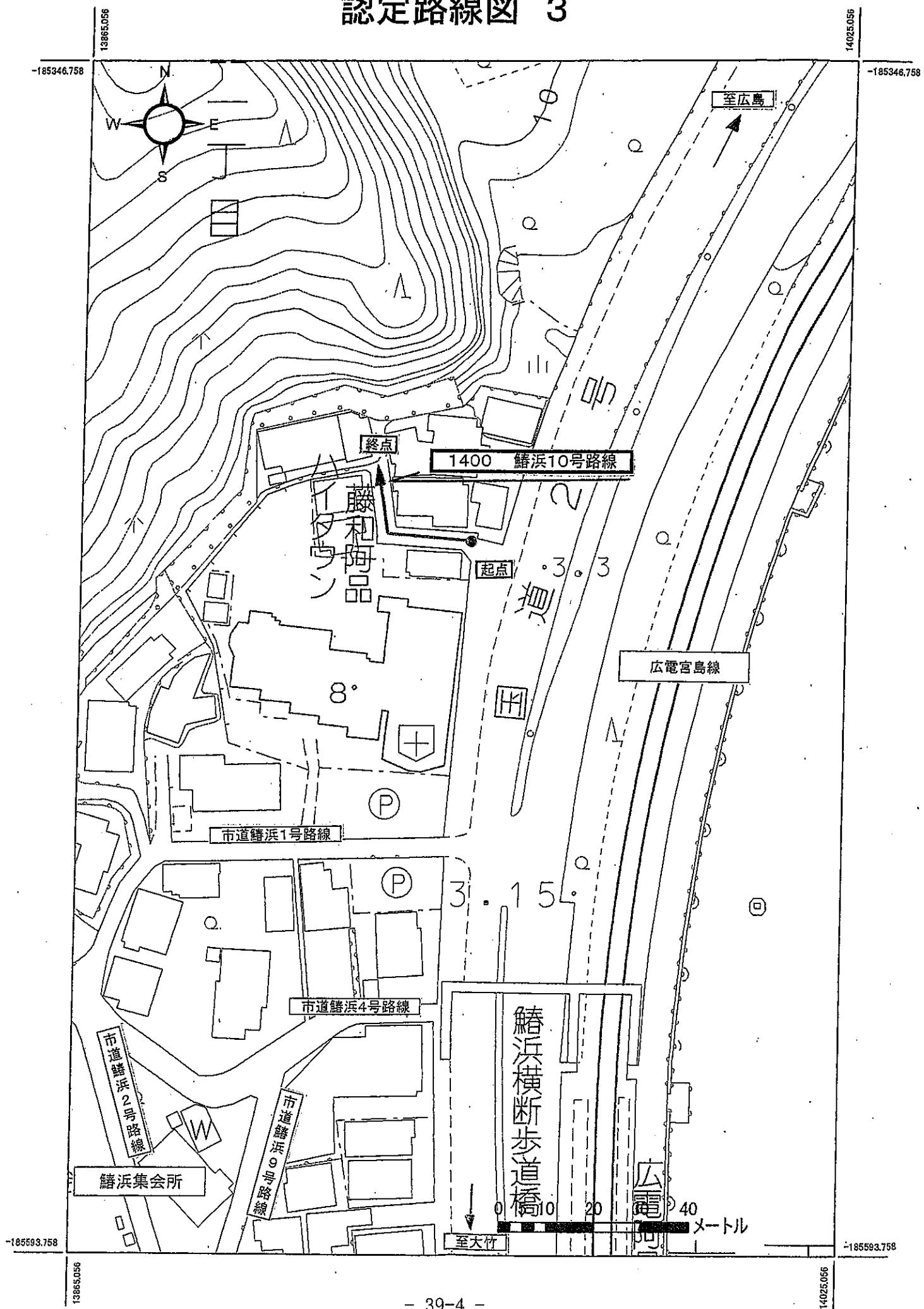


認定路線図 2

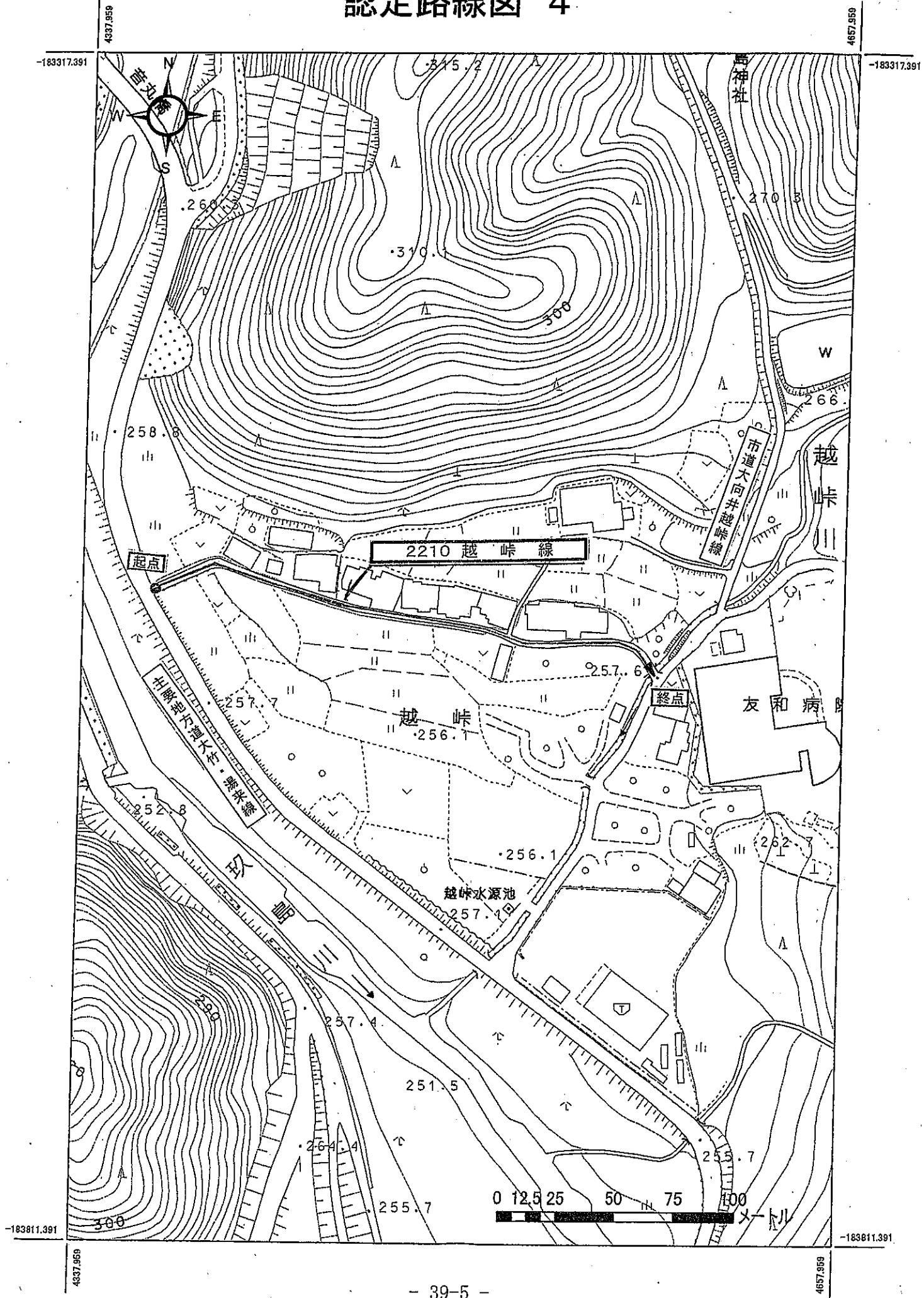




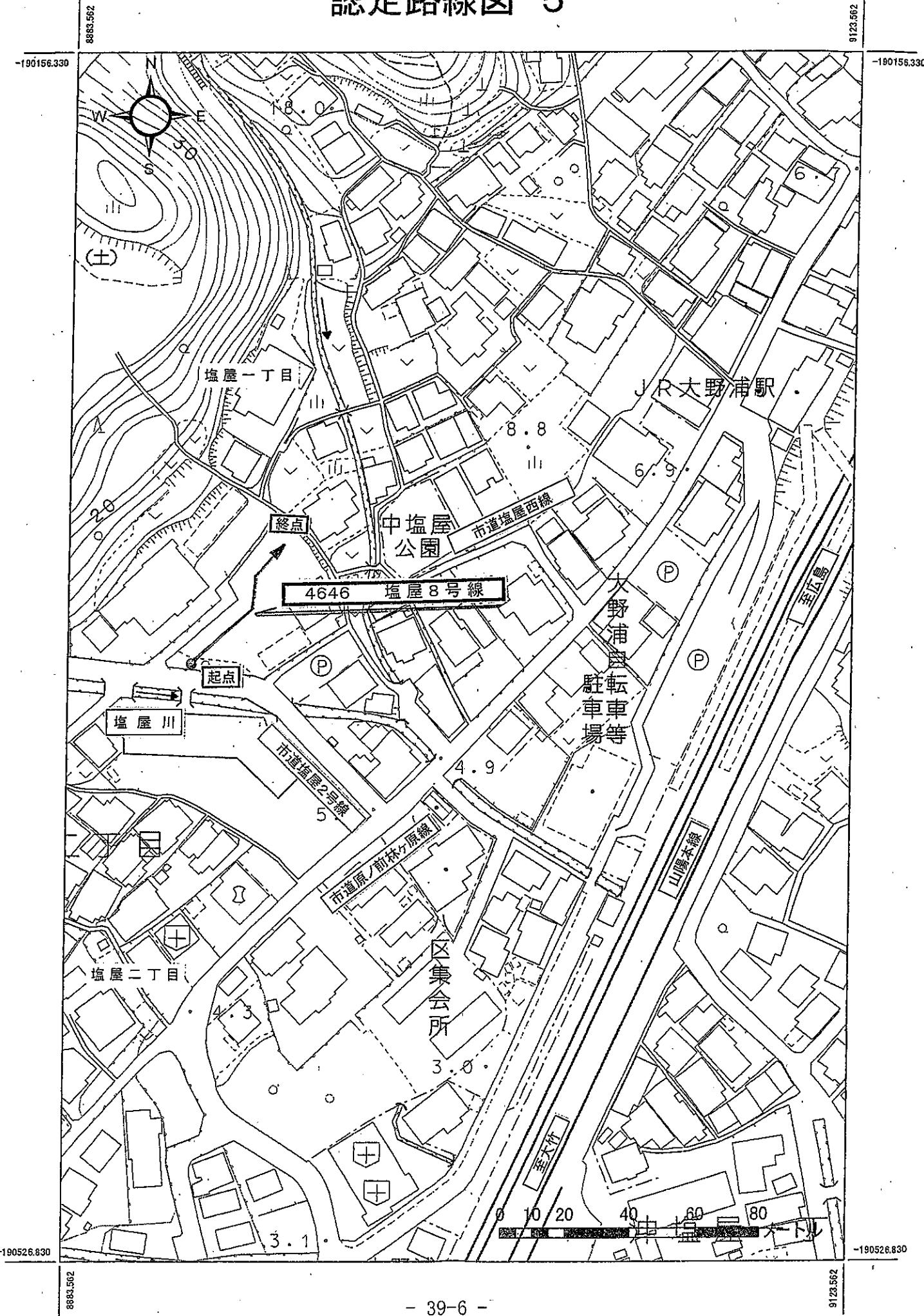
認定路線図 3



認定路線図 4



認定路線図 5



(議案第49号)

平成24年度廿日市市水道事業会計資本剰余金の処分について

(水道局)

1 提案の要旨

平成24年度廿日市市水道事業会計のうち、工事負担金をもって取得した資産（取得に要した価額からその取得のために充てた工事負担金の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の撤去等により発生する損失について補填するため、資本剰余金を処分しようとするものである。

2 処分する資本剰余金

工事負担金

3 処分する額

40,543,837円

4 撤去等を行う資産

(1) 六本松配水池構築物

(2) 砂原水源地構築物

5 根拠法令

地方公営企業法

第32条

③ 每事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。



(諮問第1号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 児玉宣明委員及び宮本守委員は、平成25年6月30日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

兒 玉 宣 明 (再任)

宮 本 守 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

貸 川 奈智枝

井 上 太三郎

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 一 代

山 中 攻 治

藤 山 節 子

前 田 幸 子

石 社 京 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

藤 咲 俊 昭

星 野 弥 生

宮 本 守

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

